

令和3・4年度 第3回 横浜市救急業務検討委員会 会議録	
日 時	令和4年8月31日（水）19時00分～20時00分
開 催 場 所	横浜市健康福祉総合センター6階 会議室（横浜市中区桜木町1-1）
出 席 者	牛丸良子、越智登代子、川口浩人、竹内一郎、平元周、星崎清美、水野恭一
欠 席 者	高井佳江子、松井住仁
議 題	1 副委員長の選出 2 横浜市転院搬送ガイドライン（案） 3 転院搬送依頼書（案） 4 第17次報告（素案） 5 その他
議 事	<p>（事務局）</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から、横浜市救急業務検討委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日進行を務めます。横浜市消防局救急課長の石黒と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、委員会開催に先立ちまして、横浜市消防局救急部長の古屋より御挨拶を申し上げます。</p> <p>（古屋部長）</p> <p>消防局救急部長の古屋でございます。</p> <p>本日は大変お忙しい中、令和3・4年度 第3回横浜市救急業務検討委員会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、平素より本市の救急行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。この場をお借りして御礼申し上げます。</p> <p>この夏は、新型コロナウイルス感染症の第7波や厳しい暑さなどの影響により、救急需要が高まり、7月以降、救急隊の出場件数が毎日900件を超え、平時の約1.5倍の状況が続いておりました。また、各医療機関におきましても厳しい状況が続いており、この難局を皆様と一丸となって乗り越えていきたいと存じます。</p> <p>さて、皆様には、昨年度から「救急車による転院搬送について」というテーマで御審議をいただいております。年度内には、市長への提言として取りまとめ、公表させていただきたいと考えております。</p> <p>結びになりますが、今年度も引き続き、委員の皆様には、様々な視点から忌憚りの無い御意見・御議論を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>簡単ですが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>（事務局）</p> <p>続きまして、議事の前に委員の変更がありましたので、新たに委員となられた2名を御紹介させていただきます。</p>

神奈川県看護協会横浜北支部長の原委員に代わりまして、牛丸委員でございます。

牛丸委員よろしくお願いたします。

(牛丸委員)

今年度途中からですけれども、原久美から引継ぎ、横浜北支部長に就任し、神奈川県看護協会を代表し会議に参加させていただきます。牛丸と申します。どうぞよろしくお願いたします。

(事務局)

横浜市病院協会会長新納委員に代わりまして、松井様でございますが、本日は所要により欠席となっております。

続きまして、本日の会議の出席状況をご報告させていただきます。

委員総数9名のうち、7名の御出席となっておりますので、運営要綱第7条第2項の規定のとおり、過半数を超えておりますので委員会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、本委員会につきましては、運営要綱第8条の規定により、原則公開になりますので、御了承をお願いいたします。また、議事録も後日、当局のホームページにて公開させていただきますので併せて御了承をお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の資料について確認をさせていただきます。

資料は、上から順に次第、次に委員名簿、席次表、資料1から資料3までがA4各1枚になります。資料4は、A4のホチキス止めした第17次報告素案になります。

最後に資料5は、A4ホチキス止めの本委員会運営要綱になります。

資料につきましては、以上になります。

不足等ございましたら、お申し付けください。

それでは、次第に基づきまして、議事を進めさせていただきます。

今回、委員の変更により副委員長でございました新納委員が松井委員に代わっておりますので、次第の2『副委員長の選出』を行ってまいります。

本委員会運営要綱第5条の規定によりまして、「副委員長は委員の互選により選出する」となっております。

恐縮ですが委員の皆様からどなたか御推挙いただけますでしょうか。

(越智委員)

僭越ではありますが、御提案させていただきます。

本日は欠席ではございますが、医療や介護等、幅広い知見をお持ちで

あり、本委員会の前副委員長の新納委員から横浜市病院協会の会長を引き継いだ松井委員に副会長をお願いし、御尽力いただけたらと存じますが、皆様いかがでございましょうか。

(事務局)

ありがとうございました。

ただいま、越智委員から副委員長には引き続き、横浜市病院協会会長の松井委員という御推挙をいただきましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

—意見なし—

ありがとうございます。御異議がありませんでしたので、事務局から松井委員に副委員長への就任を要請された旨をお伝えし、お受けいただけるか御伺いさせていただきます。

結果につきましては、議事録等の照会の際に委員の皆様にお伝えする形でいかがでしょうか。

(平元委員)

問題ありません。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、水野委員長をお願いしたいと存じます。水野委員長よろしくお願いいたします。

(水野委員長)

新型コロナウイルス感染症はわずかに落ち着いてきているように思われるところですが、実態としてはまだまだ感染者の数も多く、発熱外来では予約が毎日埋まってしまうなど、まだまだ救急の現状としては厳しい状況が続いていくことと思います。

委員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、本委員会に御出席くださりありがとうございます。円滑な議事進行に努めてまいりますので、御協力どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項「令和3・4年度 第2回横浜市救急業務検討委員会 まとめ」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

前回の委員会において、皆様に御検討いただいた御意見について、資料1「令和3・4年度 第2回横浜市救急業務検討委員会 まとめ」に

より説明させていただきます。

資料1を御覧ください。開催日時、議題趣旨は記載のとおりです。
検討いただいた内容は次の5つになります。

検討1 転院搬送の要件の徹底方法

検討2 転院搬送を行う具体的な搬送地域

検討3 事前に転院搬送先を確保する手段

検討4 医師が同乗できない場合の措置

検討5 消防機関への通報要領の徹底 になります。

主な意見は資料に記載のとおりになります。

検討2の転院搬送を行う具体的な搬送地域にあつては、原則として横浜市と横浜市に隣接する医療圏に決定しました。

検討3の事前に転院搬送先を確保する手段にあつては、搬送先医療機関の選定方法の一つとして、神奈川県救急医療中央情報センターの活用を検討していただくことで、より迅速な搬送先の確保につなげていくことが望ましいとの御意見をいただきました。

そのほかにあつては、時間の都合上、読み上げは割愛させていただきます。資料1の説明は、以上になります。

(水野委員長)

ありがとうございました。

事務局からの報告について、御質問等がありますでしょうか。

(平元委員)

事前に転院搬送先を確保する手段について、神奈川県救急医療中央情報センターというのは、90パーセント程度搬送先を確保できるとのことですが、搬送先を確保するまでの時間はどのくらい要するものなのでしょうか。

神奈川県救急医療中央情報センターに依頼をしても多くの時間を要しているように思います。

(事務局)

搬送先確保までに要する時間は、平均で48分となっており、最短は1分、最長では228分となっています。

この神奈川県救急医療中央情報センターの活用については、資料2横浜市転院搬送ガイドライン裏面のフローチャートにも記載いたしました。搬送先が決定していない場合に活用を検討していただくものであり、搬送先を決定するための選択肢の一つとしてお示しさせていただいたものでございます。ですので、搬送先が決定していない場合に、必ず利

用しなければならないというものではございません。

もちろん、一刻を争うような緊急の場合においては、直ちに119番通報していただければ、到着した救急隊が適切な医療機関へ搬送いたします。

。

その状況に応じて、適切な方法を選択していただけたらと思います。

(平元委員)

救急隊が閲覧できる横浜市救急医療情報システムと神奈川県救急医療中央情報センターの閲覧できる情報は共有されているのでしょうか。

(事務局)

救急隊が閲覧しているシステムは、市内の医療機関を対象としていますので、神奈川県救急医療中央情報センターの情報とは異なります。

(水野委員長)

ありがとうございます。

他に御意見ないようですので、報告事項については終了とし、続いて議題1と議題2について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは議題(1)(2)について説明いたします。

資料2の「転院搬送ガイドライン」及び資料3の「転院搬送依頼書」を御覧ください。

前回の委員会でご提示した「転院搬送ガイドライン」及び「転院搬送依頼書」の案を御検討いただき、その結果を反映させたものになります。

。

資料2の「転院搬送ガイドライン」を御覧ください。その裏面、「転院搬送フロチャート」の2段目ひし形で囲んである「搬送先が決定している」を「いいえ」にすすんでいただいた右側の四角囲みと、資料3の「転院搬送依頼書」、こちらの中段、「3 転院搬送先医療機関情報」の「搬送先医療機関が決まらない場合」を御覧ください。

前回の案では「神奈川県救急医療中央センター」に必ず連絡するような記載となっております。しかし、状況によっては、こちらに連絡するよりは救急隊と連携し、搬送先医療機関を選定するほうが迅速に搬送できるということも御意見としていただいております。そのため、「活用を検討してください。」といった記載に変更させていただき、状況に適した方法を活用していただけたらと思います。

そのほかにつきましては、前回ご提示したものと変更はありません。

資料2、3の説明は以上になります。

(水野委員長)

ただいまの、議題(1)(2)について委員の皆様いかがでしょうか。

(越智委員)

ただいま説明頂いた、フローチャートですが先ほど平元委員が仰っていたように、患者の立場からすると、搬送先を確保するまで長時間を要してしまうと、非常に不安だと思います。転院搬送ガイドライン(案)のフローチャートでは、搬送先が決定していない場合必ず神奈川県救急医療中央情報センターを経由して搬送先を決定してからでなければ、次のフローに進めないかのように見受けられますので、こちらの記載を工夫していただけたらと思いますがいかがでしょうか。

(水野委員長)

こちらの件について、事務局はいかがでしょうか。

(事務局)

越智委員の仰るとおり、現在の記載では、搬送先が決定していない場合、右のフローに進み、搬送先が決定してから次のフローに進むこととなっていますので、記載方法を検討させていただきたいと思います。

(水野委員長)

竹内委員は、何か御意見ございますでしょうか。

(竹内委員)

前回の委員会で提案された意見は、修正されています。

転院搬送依頼書を見ると、転院搬送の要請基準がチェックリストで明確になっており、また、転院搬送先医療機関情報欄では搬送先医療機関が原則横浜市内及び横浜市に隣接する医療機関と明記されているなど、これまで本委員会で議論されてきたことが、反映されているので現場で働く医師の目線としては、非常に使い勝手の良いものが出来たと思います。

また、転院搬送依頼書のFAXについては、現行の転院搬送の実態と改正後の転院搬送の実態を比較検討することにより見える化が図られるのではないのでしょうか。今後社会のデジタル化等により変化があるかもしれませんが、これまで本委員会で検討されてきたことが反映されているのではないのでしょうか。

(水野委員長)

川口委員はいかがでしょうか。

(川口委員)

転院搬送依頼書については、竹内委員が仰ったとおりです。

搬送先医療機関の決定については、現場の状況によってはどうしても、搬送先が決まらない状況であっても、救急要請をしなければならないような場合もありますので、搬送先を確保してから救急車を要請しなくてはならない、という表現にはしないでいただきたいと思います。

若しくは、注釈を入れる等をして、原則としては、搬送先を決定してから救急要請をすることとなっていますが、搬送先が決まらない場合は、相談してくださいといった表現にしないで、フローチャートが進めなくなってしまうと。

(水野委員長)

他に御意見はございますでしょうか。

(平元委員)

転院搬送の要件の中に、緊急に処置が必要であることとあります。緊急に処置が必要な場合では、神奈川県救急医療中央情報センターに相談するよりも、早期に119番通報をして救急隊が搬送先を探す方が、迅速に搬送できるのではないのでしょうか。

その他の要件である、要請元医療機関において治療が困難であることや消防機関の救急車以外の搬送手段が活用できないことといった場合では若干時間的余裕があるかもしれませんが、緊急に処置が必要である場合については、神奈川県救急医療中央情報センターより119番通報して救急隊に搬送先確保を依頼する方がよろしいのではないのでしょうか。

(事務局)

転院搬送では、様々な状況が考えられますが、医師が一人で診療しているような診療所では、患者の状態が重篤な場合などは、早期に119通報していただくことが望ましい場合もあるでしょうし、特殊な症例で治療が必要な場合等は、神奈川県救急医療中央情報センターを活用していただくことのほか、医師のネットワーク等を活用していただくことが有効なケースもあると考えています。

いずれの場合におきましても、いままで御議論いただいた中で、神奈川県救急医療中央情報センターを必ず経由しなくては転院搬送を行えない、という理解にならないよう、表現を工夫して参ります。

(川口委員)

原則論として、転院搬送先を確保した上で救急車を要請という事になっていると思いますけれども、その前提は崩さない事が重要です。

その前提が崩れてしまうと、救急行政の負担が余りにも大きくなりま

す。ですので、例外として搬送先が決まらない場合は、救急隊と相談して一緒に搬送先を探していく形にする必要があるのではと思います。

現状では、救急隊が到着した際に、搬送先が決定していないと伝えると、救急隊から搬送先を決定していなくてはダメだと言われてしまうこともあります。そこで医療機関と救急隊とでトラブルになるといった事例も耳に挟んだことがあります。ですので、原則としては搬送先を決定した上で救急車を要請することとし、例外として搬送先を探したけれども、搬送先が見つからない場合については、搬送先が決定していなくても119番通報をして、到着した救急隊に搬送先医療機関決定していない旨を伝えて医療機関と救急隊が協力して搬送先を探すことが望ましいのではないのでしょうか。

(牛丸委員)

フローチャートの最後の医師等の同乗とありますけれども、実際に看護師が同乗してどのような処置が行えるのかということ、救急救命士の行える処置と大差ないという事が現状です。

医師でなければできない処置、判断等がありますから、医師の同乗があるかないかが重要なのではないのでしょうか。

(事務局)

貴重な御意見ありがとうございます。

現在お示ししている転院搬送ガイドライン(案)裏面のフローチャートでは、上から3つ目のひし形のフローチャートの中で、医師等の同乗となっていますが、こちらを医師の同乗と限定した方が良いという御意見でよろしいのでしょうか。

(川口委員)

先ほど牛丸委員からあった意見ですけれども、前回までの委員会に於いて検討されておりまして、救急隊を要請して他の医療機関に搬送するわけですから、基本は医師の同乗とするのがよろしいかと思いますが、例えば私が小規模の病院で当直をしているとき、患者さんの具合が悪くなってしまう、高次の病院へ緊急に搬送しなければならないとなったときに、医師が一人しかいないため、救急車に同乗することはできません。そういった状況で、患者のバイタルサインや搬送先医療機関までの所要時間等、様々な状況を考慮し、医師が同乗しなくても大丈夫だと判断した場合には、看護師に同乗してもらえれば、患者の安心感が増しますし、搬送先医療機関からみても、患者の申し送りが非常にスムーズになるといった利点があります。

ですので、医師の同乗を原則としますが、どうしても医師が同乗できない場合に看護師に同乗してもらえればという事から、医師等の同乗と

いう記載にしています。

(牛丸委員)

私も何回か救急車に同乗した事があります。

救急車に乗らないという事ではなく、医師でなければできない判断や処置がある中で、看護師はどちらかという救急隊に近い立場であると思いますので提案させていただきました。

救急車に看護師が同乗することの、患者に対する安心感や搬送先医療機関への申し送りがスムーズになるという事はありますけれども、患者様の生命に危険がある場合において、このフローチャートの記載では、医師等の同乗となっています。ここにおいて、原則、医師が同乗し、やむを得ず同乗できない場合には、看護師が同乗するという記載であればよろしいかと思いますが、医師等という記載では、医師と看護師が並列かのように感じてしまいます。

(平元委員)

基本的には、患者の容態から医師が同乗しなくては危険だと判断した場合は、医師が同乗すると思います。ですので、容態急変の可能性が高い患者の搬送の際に、看護師に同乗を依頼して責任を押し付けるようなことは通常ありえない事だと思います。

ですので、看護師にお願いすることは、点滴の管理といった治療の継続の確認をお願いするものと思います。救命処置といった事や、挿管をして人工呼吸しなければならない患者では医師が同乗しますので、責任といった事はあまり気になさなくてもよろしいかと思います。

(越智委員)

救急車へ同乗し、医師の指示のない中で患者に容態急変があった場合の責任の事など非常に気になる場所であると思います。

患者の立場からすると、看護師が同乗していただくと非常に安心することができますし、医療機関との申し送りという点でもスムーズ運び、利点は大きいと思います。

一方で、転院搬送をする際には、患者に対して医師が同乗すること、看護師が同乗することの違いを患者に丁寧に説明をしなくては、患者は看護師と医師の違いについて理解できないため、患者から看護師へ多大な期待を持たれてしまう可能性もありますので、しっかり説明をしていただくことがよろしいのではないのでしょうか。

(水野委員長)

ありがとうございます。

他に御意見はないようですので、次の議題に入らせていただきます。

議題3について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料4「第17次報告(素案)」について説明

(水野委員長)

事務局から説明のありました件について、委員の皆様から御意見はございますでしょうか。

(竹内委員)

資料4の第17次報告(素案)には転院搬送依頼書の様式が記載されないのでしょうか。転院搬送依頼書の様式が本委員会で検討された結果、改訂されたと記載してもよろしいのではないのでしょうか。もちろん、事務局が何らかの理由があって記載していないという事であればそれは結構です。

(事務局)

記載方法について検討いたします。

(水野委員長)

ありがとうございます。

星崎委員は御意見ございますでしょうか。

(星崎委員)

民間の救急車は、消防機関が定める転院搬送の要件に当てはまらない患者を対象としているもので、そういった患者様であれば活用できるのではと思います。

(越智委員)

転院搬送ガイドラインのフローチャートにおいて、搬送先医療機関が決定していないときに神奈川県救急医療中央情報センターの活用を検討する事となっていますが、先ほど川口委員からも御意見があったように、現在の記載では搬送先が決定しなければ先のフローチャートに進めなくなってしまう。患者の事を考えると、迅速に他の医療機関に搬送することが必要な場合もありますので、ここに搬送先が決まっていない状況でも救急車を要請できるよう一文を追加することが必要ではないでしょうか。

(事務局)

越智委員の御意見は原則として、患者様の事を考えると一刻も早く適

切な医療機関へ搬送されるようなフローチャートの記載が望ましいという事だと思えます。

こちらにつきましては、川口委員からも御意見としていただいておりますので、記載方法について検討し、次回の委員会で御提示させていただきます。

(竹内委員)

資料4、20ページに関しまして、今まで本委員会でも検討されてきましたが、転院搬送依頼書の事前FAXについて、業務のデジタル化の流れにある今の時代にそぐわないのではないかと御意見もありました。

一方で、現行のガイドラインが作成された平成18年から今まで続けてきたことを今回止めてしまうのは、あまりに影響が大きいという検討になっていたと思えます。

ですので、現在の記載では、FAX送信を実施することが望ましいといったことや、FAX送信を徹底するといった記載になっているため、デジタル分野に精通した方が本報告書を見たときに、FAXを強く主張し過ぎているかのように思われないかという恐れがあります。

そのため、FAXに関する記載については、現在は業務の継続性の確保の観点から今すぐに廃止することは難しいが、今後効果検証等を行い、デジタル化を推進していくといった記載にしてはいかがでしょうか。

(事務局)

竹内委員からの御意見を頂きましたように、転院搬送依頼書の事前FAXについて、直ちに廃止することは難しいものの、今後の社会情勢を踏まえて変更していくという記載にさせていただきます。

(水野委員長)

それでは、今回、委員の皆さんからいただいた素案に対する意見を事務局でまとめていただき、次回、精査したうえで市長への第17次提言としたいと思えます。

委員の皆様よろしいでしょうか。

—意見なし—

ありがとうございます。

(越智委員)

報告書の内容については、これまでの検討でよろしいかと思えますが、報告書を取りまとめて市長へ報告した後の医療機関への周知方法については、どのようにお考えでしょうか。

(事務局)

横浜市医師会や横浜市病院協会に御協力をいただき、市内の医療機関に周知させていただきます。

また、医師会や病院協会へ入会していない医療機関への周知方法については、現在周知方法を検討しているところでございます。

(水野委員長)

ありがとうございます。

次に、次回の開催日など「今後のスケジュール」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

次回、4回目の委員会が最終と考えております。

今回までに御審議いただきましたことについて事務局で精査し、御意見を反映させたものを報告書(案)としてご提示させていただきます。

なお、次回の開催は市長報告や会議室の状況から11月を予定しています。

また、提言の公表は来年の3月を予定しております。

(水野委員長)

ありがとうございます。

次回、第4回目についてですが、事務局から11月を予定しているとお話しがありました。皆様お忙しい方が多いので、ここで候補日を決めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

—意見なし—

ありがとうございます。

11月の会場の空き状況では、7日の月曜日と14日の月曜日が空いているとのこと。そのほかの日も含めて皆様いかがでしょうか。

(竹内委員)

7日は予定がありますので、出席できません。

(水野委員長)

それでは14日はいかがでしょうか。

—意見なし—

それでは次回の第4回委員会は11月14日、月曜日といたします。

	<p>詳細については事務局で調整し、決まり次第、各委員に連絡をお願いします。</p> <p>最後に次第の5「その他」ですが、委員の皆様から全体をとおして何か御意見等ありましたら、お願いします。</p> <p style="text-align: center;">—意見なし—</p> <p>ありがとうございました。議題として予定していたものにつきましては、審議が終了しました。</p> <p>皆さんからの意見も出尽くしたようですので、事務局に進行を戻します。</p> <p>(事務局)</p> <p>本日は大変、熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>本日頂戴しました御意見につきましては、次回の委員会の前までには事務局で整理し各委員に提言(案)としてご提示させていただきますのでよろしくをお願いします。</p> <p>また、次回の委員会開催については、11月14日月曜日とさせていただきます。開催時間や場所など詳しい内容については、別途、調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和3・4年度第3回横浜市救急業務検討委員会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】 令和3・4年度第2回横浜市救急業務検討委員会 まとめ ・【資料2】 横浜市転院搬送ガイドライン(案) ・【資料3】 転院搬送依頼書(案) ・【資料4】 横浜市救急業務検討委員会第17次報告 ・【資料5】 救急業務検討委員会運営要綱 <p>特記事項</p> <p>【議題外議事】</p> <p>救急隊員による院内での購買について</p> <p>「救急隊員による院内での購買に関するお願い」の掲示の協力依頼について</p> <p>患者等搬送事業者や介護タクシーの利用に係る公的支援について</p>